千葉市中央区選挙管理委員会告示第４２号

令和７年７月２０日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第６２条第２項、第４項又は第５項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和７年７月３日

千葉市中央区選挙管理委員会委員長　　増　田　昌　彦

区　　分	場　　所	日　　時
公職選挙法第６２条第２項の規定によるくじ	千葉市中央区役所（きぼーる１１階） 千葉市中央区選挙管理委員会事務局	令和７年７月１７日 午後５時１０分
公職選挙法第６２条第４項の規定によるくじ	同　　上	令和７年７月１７日 午後５時１５分
公職選挙法第６２条第５項の規定によるくじ	同　　上	事実発生の都度